

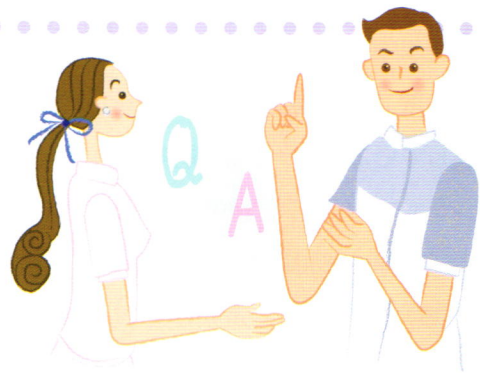
# Q

## 精神保健福祉法改定後の現状について教えてください

# A

医療法人社団五稜会病院理事長/  
日本精神科病院協会理事

中島 公博



平成26年4月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(以下、改正法)<sup>1)</sup>が施行された。改正法のポイントは、(1)精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定、(2)保護者制度の廃止、(3)医療保護入院の見直し—の3つである。

保護者制度は、明治33年の精神病者監護法に遡る。主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務などが課されていたが、家族の高齢化等にともない、負担が大きくなっているなどの理由から、保護者に関する規定を削除することになった。医療保護入院の見直しでは、医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等のうちのいずれかの者の同意を要件とすることになった。この「家族等」というのは、「配偶者」「親権者」「扶養義務者」「後見人又は保佐人」を指し、該当者がいない場合などは、市町村長

が同意の判断を行うことになった。また、精神科病院の管理者に、医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談および指導を行う者(精神保健福祉士等)の設置・地域援助事業者(入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等)との連携など、退院促進のための体制整備を義務づけることとなった。

改正法が施行されて2年近くになるが、臨床現場ではさまざまな問題点が指摘されている。日本精神科病院協会は、平成26年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「精神保健福祉法改正後の医療保護入院の実態に関する全国調査」報告書において、改正法施行の平成26年4月1日から同年9月30日までの半年間の精神科への入院の実態調査を行っている<sup>2)</sup>。この報告書によれば、総入院者数は前年度と同様、医療保護入院は44,918件(前年度比101.2%)で、こ

のうち市町村長同意による医療保護入院は1,818件(同54.6%)と前年に比べて半減している。入院時に同意した「家族等」が入院後に同意を撤回した事例や、複数の「家族等」が入院の同意に揉めた事例も散見され、市町村長同意に関して、困った事例が2割に認められたとしている。医療保護入院者退院支援委員会に本人および家族等が6割で参加し、地域援助事業者が参加したのが3割とのことである。

具体例をお示しする。職場の対人関係の問題からうつ状態となり、自分を責めるような気持ちとなり、終日気分がすぐれずに落ち込み、死にたい気持ちも強いような状態の患者さん(40代の男性Aさん)がいたとする。職場の同僚がAさんに精神科病院を受診させた。担当の精神科医(指定医)からは入院を勧められたが、Aさんは、家族に迷惑をかけるからといって入院には同意しない。病院側は「家族等」の要件を満たす母親を探すが、母親は認知症になっていて施設入所しているとのことであった。母親にAさんの入院について電話で説明したところ了解はしてくれた。母親は認知症なのでここまで理解しているのかはわからないが、母親を「家族等」の同意者としてAさんは医療保護入院となった。後日、母親が施設職員と一緒に病院に来院して書面による同意をもらったが、日時や場所もわからず、重度の認知症と思われる、同意者としての適格性に問題があると思われた。

先の報告書では、今後の見直しについて200件以上の意見が寄せられており、「医療保護入院の同意に関する運用関係」に関するものと、「市町村長同意関係」が4割を占めていたとのことである。改正法附則第8条において、入院の手続きの在り方などについて見直し規定が設けられているが、今後の見直しに向けた提言として、保護者制度の廃止にともなう弊害がないように取り計らうこと、医療保護入院の手続きに関し柔軟な対応を行うこと、医療保護入院者の退院支援につ

病院又は保健福祉部において、家族等に以下の者がいることが判明した場合でも心神喪失の場合等に該当しなければ市町村長同意は原則不可。

- 破産者(法改正により欠格事由から除外)
- 縁を切った者
- 長期間疎遠である者
- 遠方にいる者
- 裁判によらない葛藤状況にある者
- ADLが大きく制限され床上の生活を余儀なくされている者
- 服役中の者
- 施設や病院に(強制的に)入っている者 等

### 表1 市町村長同意が行えない事例

(中島公博先生ご提供)

いて事務処理の効率化を図ること、「代弁者」制度についての検討を継続することが挙げられている。

改正法により、医療保護入院の同意者が「家族等」になり、複数の同意者が候補になった。同意者の範囲が広がったことによって、医療保護入院のアクセスは容易になったが、今まで疎遠であった「家族等」までが同意者の要件を満たすことになり、その確認作業の繁雑さが病院の負担となっている。「縁を切った者」「遠方にいる者」「服役中の者」「施設や病院に入っている者」が判明し、心神喪失の場合等に該当しなければ原則、市町村長同意による医療保護入院ができないことから(表1)、市町村長同意の要件緩和が望まれる。

### References

- 1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第49号)
- 2) 平成26年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「精神保健福祉法改正後の医療保護入院の実態に関する全国調査」報告書:公益社団法人日本精神科病院協会(平成27年3月)
- 3) 平成26年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「改正精神保健福祉法施行(平成26年4月)に関する業務のためのガイドライン」:公益社団法人日本精神科病院協会(平成27年3月)